左日記

藤原定家卿撰註

上

蓬左文庫

蓬左文庫

曜文庫

阿波尾の字しれず土佐日記乃注に茅渟海はまこと
るけこゝ侍て試もるにたゝ四ミアラスかはたとおもふ
もとのことはゝ書そひしをゝ橘の法乃やちまちに侍
まうし海もひてたゝもよゝうべるゝたゝ不審
の泊かゝもうゝかゝそひるへよを川のをゝ迄かゝ
八十瀬わたるもしくみる寫しやうゝせしとたゝ
ふるゝとをたはひるゝ伊勢しに年此経渡の天
城とりてたゝせしあひとをもくあいはとふ同まし
ゝ行ゝをのふみゝもよゝひのゝせはるふ冊日記をもろし
さゝあらをもし其必東ばふ川耳ゝうゝまゝ乞ゝ志侍

せてもとり出でたる人々たのもしがひがたくなるまゝにいはきつるあしひきの山
のまゝらがたもとをおしぬ
北村法印季吟の抄する土佐日記一巻いまゝ書ぬと尺す
但京極黄門の蓮花王院乃寶蔵に得らるゝと云と
以て古本とする其奥書に文暦二年乙未五月十三日
乙巳老病中雖眼如盲不慮之外見紀氏自筆本蓮花王院
宝蔵本
料紙白紙不打無堺高一尺一寸三分計廣一尺七寸二
分計也廿六枚無軸表紙續白紙一枚端部折返不立竹無油有外題土
左日記貫之筆其書様和哥非列行定行書之部有闕字
哥下無闕字而書後詞不堪感興自書寫之昨今二日終功
来門明静云々明静ハ定家卿の称名也此本ハ老人雑
話と云書ふゝ毋貫之自筆にて土左日記ハ蓮華王院の什物
なりと定家卿の宮ゝ云々本連歌師の云的所に在今ハ
加賀守家教とする定家卿ゝ自己の筆力を宮ゝ未
二三年を八貫之の自筆此本の大さ形とも様さまを長
き後世に貫之の書法と不当者是を法とせむ為ふて跋ふ
を見ゝを以ゝ見をい毋之乃自筆ハ定家卿の時ゝ云ゝ
稀なりと云ゝ云ゝ人の家ふ貫之の筆跡と
不相当るの可笑事也定家乃卿ゝ毋之ゝ自筆とを

しと見てとくすべあれたる図をなして有ゆえの本は今は
絶ぬ定家の和歌先人詠ぜんとする歌之の書法をかくること
百字抵之ことゆの賀あるを似るものの小ひす定家の本
は今は加賀より八條為兼せるそれを此先人と云は
江村当時とて医士なて永徳八年光源院殿義輝
御の年より生を寛文四年六月満百歳ゆ終りしし
人なりとて是ぶ〳〵定家の本をもとめ〳〵
とぶ〳〵たとふと流布の本文も定家卿
の和を用ゆ〳〵もれは書之なるを為兼名必古則なる
へき故定家の改定乃法をいるるもしるゆ必るこれ

小二の弟論を乗るを定家の宮され〳〵は要之乃
代の古則の為兼を用ひ〳〵を寸々之の法りを
加〳〵し歌之定家仁を貫之の書法のまふ写
され〳〵と後人場ふ後の法別まつきて出後しものと
たるそれは彼先人発語ゆ来二三葉を紀氏姓字様
とさへ模さも〳〵と云ふ様出れるを人仁里村玄
的は秀吟と同時の人なを小秀年の人なとしを見〳〵
もるゆ〳〵くたかひ若人なを〳〵も後通乃為
字様且後名の法まそ改られ〳〵やうなても古を
とめぬを遺恨の事や且まと秀吟の引を乗妙書

院本を奥書するに土左日記以貫之自筆本故将軍舊物和世之
重宝也今度密々自小河幕府借出之遂一覧依或人数寄深切書之古代假字猶
蝌蚪未窺臨寫有魯魚乎後見輩察之而已明應壬子
仲秋候巫槐藤原[illegible]
[illegible]を見る小色彼二三[illegible]ふの字振乃変[illegible]る者[illegible]
[illegible]府会寸且未窺[illegible]字体[illegible]
魯魚[illegible]
本文[illegible]
[illegible]在[illegible]故将軍[illegible]
小河幕府[illegible]義尚公欲[illegible]
[illegible]

[illegible]を完家[illegible]の本を八[illegible]度[illegible]
延天明九年正月晦日の[illegible]
又菊治三[illegible]の利本者[illegible]
[illegible]字を文[illegible]
[illegible]
訂正[illegible]
[illegible]を得旦[illegible]
此記[illegible]
[illegible]
[illegible]

しもうえつねく浮世をもてきりすてさるこのかたるが是を皆大納言大伴の孫人は大宰の帥をなせしほうふむむ女の思ひ彼国にくしみくりて世後天平二年十二月の終りて都へ帰る時西へまうり給ふえしーをくふまてい其人のいまだかつて幼うえやとこうをかりけるとよみのもしーうをふ集よりえ紙たり受之はちの文のもをさとかいまるく是よりまも少くにほゆされと彼ひまへ人をしのすあるはなるまくは
くろひうさをふ以ちまくまろひをもせしひ殺せし
六女をふの死てはれあれいをとまうて孫ま妻くを
ひうえれなるをふ為くいうて見せやをとんくろ
なるおおりまのうう三代いをとうろ人も花やまま
さのはうを多をとのさしはをいつをもるんをと
しもをはくくしくを志ろ情をいろをを夫妻いあ
あるへしなをを載へを載をはをとろすを男のん
そをこうろはーうをはまの世をまて心志うををる
たとをひあをもをををもををををを成をれを実
のをうろをを志うひくをををを氏世氏もろのうみ
はを世のなをひしくかをーまの年くをるい男たを氏ひ
をはをををを人はを思をもやをしーみくをを松のかけ

留文をもとゝしもとゝ世のうつりゆくを
いかゝ歌とふこゝろにわかうるもたはくはゝ
こゝのなをとゝ

土左日記

或説ニ木兎宿称ス子
夏鳥宿称十五世木道ス
子望之望之ス子貫之
トいフを此説九ところ
あり凡ハ多しゆゑ
なりしに宿位ならしぬ
人の作ることゝあるべ
し

此日記ハ紀乃貫之ぬし書ル所歟貫之ハ祖父
らうなりし紀氏ハ古事記孝元天皇の系
之子並九ス木角宿称者木臣乃怒乃坂本臣ト祖
と然ハ木角宿称乃坂ヲ中世木乃字を略ヲて紀
とせるト木の國を紀伊と略ス也ハ紀
さの氏を紀氏ト略ス事漢日本紀なとにたはく
ふ也ハいまの流ハ其俗ハ初ハ是称ハ略ス
いひかゝ家集ハ延長八年土左の国ヨリ
義平ハ年ハ京ヨのりてと云事ハ也其延長八年

師説

[illegible]

[illegible]

[illegible]

要ところ土地をもて其任をもてあたるべきなり
女のかぶりんさいふる人をいつて
あるといふ班田とて六年に一度班田仕をはじめられ
國くれ田をひろげ事有其為より出て田舍の事を
るべきあるといへるとふるを土佐のむをさしていふと
といへる又考るに班田は孝德天皇大化二年に
初造戸籍計帳班田収授之法と然いひしよりし
て初て班田の事いはれるやうなるを神武紀に
天皇即位の初國造縣主(ミヤツコアガタヌシ)をよさしのふたるを
もいひうるとて名をいつとなは代よりいひうんさい

大人説
神武記に縣主とあるはもとより此後の事なりて
後は推古天皇の頃より國史にのこる事は多
き中にとえさるもの
後ふ郡とふ中古にて
縣とあるは郡縣郷
邑里等いつれもいにしへ後
なるべし是古の田舍を
つくり縣とふて後ふ班田の
政をなすなりと心えべ
いろは郡邑とはなるべしと

さて班田より出る名とは云ふるべき殊に六年に一度
必戸を改めて田をひろげて事とるこの弱
縁の政ふ撥ひ後の法政令とえゆ初国ならしむる
しはもたのつうに見よの國に封建のさまにて天
地のなりのふり始めのもひ上つ代乃て言とみを
ひうすと思へるさもいひうるとてふ名を班田のるふ
あるて一国のうちを形ひうちるより名
るて後は郡とふる同しるの成へし

往年令講ノ時モ後ノ説ヲ採用ヒラルナリ仍テ上ノ説ハ除ヘシ

四とせ五とをてとふ任の限の事なを令に付て

小縣の守に任ぜられ
ものを〳〵にかぞへて郡をこほりと書いき韓のことなるとし 新井氏の東雅をえへり

定八四年なりしを續日本紀によれば天平宝字二年ふ
六年とあるべきなり又天長四年を案ずるに又仁明
天皇承和元年七月の勅ふ諸國の守介者以四年
可為限但陸奥出羽太宰府謂之官国始自筑前
等延在千里以五年為任限此定をいふ四年せる
とあるべきなりとて工作に限ふ四年なるべきをもとも
ちゐし延長八年に至乃未定令上表る承平
六年八十二月廿日ふ上表をたてまつるふ二月ふ京
へ出さしめふ彼年後あり七年六年はうり
ふ年なるべし仍未詳ふ

主税式云左國正
税公廨各千万束
正税とい諸国の使等ふ
納めたく稲穀を公廨
とし今義解ふ供給
官人の物謂を公廨
とええて友人ふ答へ
しき米粟をも国〳〵
不とえなり○正字通
云公廨官舎也俗称公
廨勅旨田使の米石
案訓要抄に法ふ乃
多数四度解なり
〳〵年貢を問かへて
諸国司に云ふ
法ふの守介国代かへ
系数すとえ
の
ち八日また一度中ふい
二年三度をふい三

ふしぜやうとなりんとそのりを
きんのふしをとうふをへて
国守任国乃ひとこふ正税公廨なるきをうをと
めて勅定なを終ることなり
け申なるとこるなり
解由なるを国司年〳〵年貢なるをみとりわて
せる性を勘解由使ふたくふ勅旨田の利官主典
等勅定〳〵国司孫をばくをて其長友次官ふ告ぜ友
次官ふ大政官ふ連署ふて奏聞〳〵後ふ行ひなす
なり此勅旨田性をとりとるなり

年ヨリ文ヲ朝シテ
部屋ヲ示シ四条
解トハ法ヒのもよりを
さそう直物と年
中四季み考給へ

ゑむ者ちよりをいてゝ（舟）わるまよりをとゝろへ（ろ）ろ
かをこれをもれをもゝをおくをを

和名抄ふ土佐のゑ府ハ長岡の郡ふあると其国府
の館より北へ五町あまりよ西の方あふ近をたるし

知ル知ラヌ送リ入ルハ公文ニ者テ貴文ノ親シタ文ハラサリシ人モ送ル
ナリモトヨリ知ルトハ貴文ノトクアルヨリ知リタル人ニナリ

ごーさろゝ具ーはるゝ人くなんわれをくなし
てをををふをかく或なをもをりよ志ほゝのををるちよ歌ふ
ををを

よく具ーしををいひるのをふ択ーく結ひひ
ーん〜ををわるををしみゝかるゝひうれ

ををもけををををるをを

廿二日いつをみくふをて半をゝ
和名ハ終ヨ舟の名つを知るれいをるかるゝをををる
てねうふをを

（上文ニ因テ廿二日ヲハツカアマリフツカノヨトヨムヘキ歟下倣文）

ををは〜乃をををさ〇ふをもをれををゝ乃をををるもけ

大会上の文ハ廿六日
ををあをりふをれをと
よをもつをを下をるを
〇和名ハ舟のをくべを
ほふほををかくいるハ
海路の船をろーよかを
ざハいづをと果ゝて
ろををり銀ほふ
入ををて和名の由
ををとををねをふ

ゝ

或本ヨ藤原言實ヲうるり結志をを土佐のゑの人
ををゝ

馬ハををゑむ者を板ちを人のゝ結る馬ハ鼻をとろか

[illegible]

[illegible]

[illegible]

今上と太上天皇と二代
のゝさゝらえ続んさゝゝ
日田氏より西ゝの
御門をとさゝゝさゝ
久〇祀の宮の定も始
祖と今のゝみより五世の
先の津を内さて七條ハ
さけさゝゝ其定ル望
朝ハ用ひもしゝ
〇ちゝをきゝゝさけゝ
と今の中ハいもち
すゝゝゝきけゝと
ゝとことゝりてゝゝ
祝を成むを用ゐ

かゝかゝゝやあゝんを今まその宮れゝ改のあし
きあゝやゝゝむゝ人のゝゝのゝゝしのゝ
むいとゝゝゝを猶退てゝゝゝとゝて宮の人
くゝの今まていゝ賜し阿しも國の任ゝて今ハ
ゝゝ京ゝゝゝ

るの海師へ

あまとひろうみ〜とわ〜いまてをひきまく

きまくいきまくる者きれんちとひくをろう邦

ふをえいあきふ集水江浦色のるをよみる奇も世

の中乃きれる人のとをを世るの色人とををさ酒ふ

破くきまくよのと知るをいふをと

ひとりをるきまくぬとのしくひ一十をしるふこと

うひるをふ

一文字ヲ二画ス下部ウニイタルマテ酔ヒレタル足モトハ十文字ニフミナシテ立サワキアソフトミハイカイコトハナリ

廿四日かこの者ちうちうもひょふこをてもるを

賀沖ら說る白氏文集云軽衫細馬春少年十字津頭一字行ミ酒ヲ思ひて者ちうとへり

今の土佐のるれ級ちを前の守をふなり

ちくきをてるをを日記とふもひよりかくひるをふやう

みてひけふるを

遊フトハ公事ヲイサヽカモ文ヘスナリ今日コヽニアソフヤウニテトヲハ前ノ守ヲ迎ヘテ饗スルマヒ〜ニ一ノ間アハセフモアリシヤ

廿六日なほこれ者ちうくひるをひるしちのきちを

て

あるしい容人ウトを食するをいふをを

客ふ者しくををのうまてうをものかはるをを

人をふう持て答面するををひるしする

とををこをとくなりぬ

従者ようてふ衣をうつ者しへまてをいふををぬし

遣いもとよるをとやのの　かつるふを衣裳ををく

を必うちうたふて礼をなす人ふたりまでかはきあと

とゝいつて

かゝうとさいひのまてていひりと

酒をうつくしくふく

やまとうたはひとりとまうすことをなしあつて

ひとりゝ今のまへまうすとを糸乃もと

かゝうとはやまとかふえうたはやまとのよをなす

りくるか

うやさいてきこふひとりもとをさしうるもと

なゝひのきあふうるとまへひとをかふえふとを乃

大人ふ

やまとあそもしひあ

（をとゝ）をとゝ上ある詩し

他るて歌ひけて

をを思ふるし

酒かうたいこあな

えゝすとふふく

左右ゝ方しの

笑面ゝ人ぬえかの

女のかとくしさ男

り心得あとうと

ひすゝめしくや

引せる詞なり

うとれよりえる

志賀まえの波浪をとゝくいきひゝわ遊よゝ酒ふと

れなくらるく耳

萬葉集よいきひを往反とをとふふ去る小て

おれもとはうるををいふふ　あるふれきをを

き海路を行ふをかきあるひふあるれ行ふ

人ゝ酒をもひゝ君よとうといつと

なゝうるふなる久乃約ぬゝふを動あるゝて

うゝぬとゝつを延る泊ゝ古言よ多ゝ

さと人ゝ乃をひをしゝとをうゝきをなるゝし

とかくいひくさるのかくふいはんをろともふたり

て

ふの紙を出るふりしも批ようなりたりて送るさるべ

批ノ字ヨミ得ス此ヨリ三行アルベシ階ノ草此ト書ヨリアヤマレルカ

いアをあるしもさるのをもとのかいてをひことろ

こころよけるふとしていてよろと

をひことゝ辞ゝ門出のふとはなたをいひかたす

をしるべ

廿七日はるとうとをとうてをるいり

浦戸をこてとえいひさてたはるをつき

古友橘常樹ハ土佐の人なりかれ云大ほたの国のいにしへの国府より今の道一里余和田の方まあり長浜歌浦戸ハ吾川郡にてたはり和三里たりとこ古府より

三里斗く大浦と入ゝと浦くきゝ出る船

乃麻ゐの島の車をいつを

かくすう地ゐ京をてうはれしをんなるふてゝ

そうようせるふふのころの出ちいそきをうをと

ゐふことゝいそ寸京へうふゐをんなるろちゝ

のこうふしゝふふ

をゝさ紀ゐありしるを今をいてゝ

出立いうゐハ孩ゝを女ちちの設ちいそ紀をゐんと

ふを女乃ゝるゝ

あふ人ゝとえふへに

ゝを父母ゝちゝに

大人説

いそさとふ浦古ゝハ

動物れゐる功くゝを

急車の車ゐゐハ物行ゝ

家のゝるも孩ゝをつ

きるふとゝ動るゝ

ゝを急車のゐゐも竜

ゝとすゝしるをふ

不堪ニテエコウヘスナリ

をそろしうて

いのちのうるはしき人乃うれてゐるせるうら

うやうやしとれりふるあるかれしきいかつぬ人乃ひれい

なるとりあり

今世ハ珍とれば　宇治拾遺　相撲ないまいむらし　貫之土佐の守ハ来

りとあり　つむる　ふるてくるとてるるかとは仕てとれとしたるい

ふとあるとことめて　やつをこのとのるれえもいとれをうしをたりりる

るそよおそ後のる　のるとおくうなるかとかくわつして

るれ一ハを用ゐ　うせるりれいなるきやとひくやてひくをうをた

そしううしほとる月うるよ家ぬをいかくてをを

ひるつよさとうふれるとをんとりふるちてり

うるうるとうるるいやなる思ひ知をていうし

うかるうとるれをはらふかきつるるとるなく

とおりふるはるてう那しきいとくひり皆記

なくるる事ひるふ後ふきて彼くちしるのるれ

そくる哥も即貴うう方ととをと今いうつをを

ひるるるるかるるとたるれいつれるてもひるとを

まとひるるとれるる

ひるるるのとるるるてちるのるよ人をいつてとるる

このなるかるとりる

高砂集ハ愛之相者苦有家里覧而搔拂友手二

大人ハ見のるとるるるい彼大はのうちのひのをを忘るとをるの意なるをこへるれ桜れ

えるるれ事るれるるるるるるる

弦人ノ作ノウタ

百二

天平二年庚午十二月
太宰帥大伴宿禰旅人京道
之時作哥五首

毛不觸者とゝのふ似る えつのめ　万葉四家持寄今本覧而ノ二字誤テオトロキテト点ス

とゝのるひゝるかこのさゝれとらふるよ

わさもこる兄し翰角の
ひの木ハさこ系ひれと
みゝ人うるれ

かこの崎ハ出佐れ国ちゝと播磨の麻ゝの水門よあゝ

るはらの孫のひろの
木らんとにあひしし

ひたはとちゝひゝたゝ五ひゝ

妹ハ子れぬやゝと

かゝのくゝうゝまゝとゝ人をうをけかゝとゝてなひき

宅れ木ら人とゝ

ていうゝれをあゝわうれうれゝとゝれとゝとゝうゝれゝとゝ

ゝゝゝゝれを

人ハ右三首過敏

浦日作哥

ちのゝとゝのちゝふゝのくゝる人ゝゝんをゝうゝゝゝ

妹とゝみぬ先の
海をゝるゝに
しゝえをゝ海ゝ
ゝゝちゝゝうゝ
この海をひゝうれい
ゝうれし

をほの先ゝ

今ハるの兄ゝ心ひるゝゝうゝゝゝおゝもゝこゝら

ひゝふをゝちゝ

ゝゝわの先ゝいゝけゝさゝの兄

右三首過敏馬浦日
作歌人ノ名ヲ記シ合
セテ考ヘシ

ゝゝかゝとうはゝるゝゝちゝ　ほのゝうすとゝふゝ田ゝゝくゝて　ゝゝちゝのゝをゝゝゝとゝゝゝ

かゝわうれうゝゝかのゝ人ゝゝちゝあゝゝゝゝゝゝ

ちゝゝゝゝゝ海ゝゝゝゝゝゝ

とゝとはたゝふ人やとあるとあるうもれうちもきて
さうわをもきるのゝ花
おゝを惜とゝふゝゝ云よ鶯をうゝ鶯と云よを芦
毫とゝひゝゝ御殿ゝとゝいつゝき料ゝとゝを
今ノ守ノ兄弟ヲ始テ人ゝ誰カレアマタ暴来テ其アヽタカ中ヨリヤウヤウ此一首ヲヨミ出シタルナリヨテ打ムレテトハ云ナリ口細モ諸持モ擔ヒタセルモ俳諧ナリ
とゝひゝゝひをゝをゝをゝいとゝいゝゝめて
ゝゝゝおとめてゝゝちをめつてゝゝ詞をほゝいつるを約
めちゝゝてゝゝゝゝゝ
目ニツキテウレシム義ニハアラヌカ一方ノ葉ニみわ山のちりをうゝゝの
ゝぬはきれきぬふつゝゝゝ目ゝはゝゝゝゝ

ゆく人のゝゝゝゝゝ

ふるゝ津はては
元玉津嶋のとの助
辭〇みいしちの約せ
郡はばとちみてゝ海
をたもち紅の神なる
と云る泥をそめる
ちる〇紫流は海のゝを
後津海とまこゝ
ゝをそゝ形人
古書に多く信濃
とあるして海を
布とすれい文字
なりてことわりを
ふゝ遠ゝ
まゝ和上ゝ

ふるゝ人を或人のいるもろこしの李白といふ
人の詩に　桃花潭水深千尺不及汪倫送我情と
いふよくこゝろつく
とふひゝとのかちとゝとゝのひゝれもゝてたのもし
さけをくゝむつをいそやゝいふんとてゝはゝちぬ
風もふきぬへゝときわるはふる耳新をなんと
寸
れはもゝしのゝいに助辭ゝ伊勢物語にかきもなく
ことはくゝときふゝふゝゆとわれひゝへふるわゝ
ちるゝふゝるゝもゝ日とゝれゝゝといふゝこゝゝ

よゝてちるゝふちるゝへゝ
風も吹又へとに追風サイフナルヘシ
さのををふひゝ人ゝををふゝにふをてかゝゝゝと
しけりゝふけきをゝふ
しろこゝ人乃詩奚やとゝゝふやゝふ鈴おれれ
ふゝちひる古結ゝとをゝひるなるへゝ
まゝる人ゝくふちれとゝひゝちなといふ
古今和歌集ようゝこゝをゝるゝ中に甲賢ゝを
祢こゝ山ゝ山ゝ以風を人ゝゝもやゝとゝゝゝんと
ゝゝを世遠ゝる人ゝゝもゝと孫の人ゝれゝ京すれ

こゝ人なきまゝとゆゝしぬい械をとれば吹ぬて
とゝひさたくふはまてきゝをを人まかををいを
待くやゝんとゝんゝをゝてうこゝふまゝゆゝん
甲斐い東国なれい西国なきをゝかをを
かくうふゝをゝれやうをゝ行ちをもをゝゝりまも
たゝをゝぬをゝうゝふをふ
世ゝゝ風吹ゝ蓮ちをゝ花ちをゝをゝふをこと
をゝをゝ或人ゝいゝをゝをゝなゝゝゝわれやうゝ
和名抄ゝ蓬庵布余夜加多舟上屋也蓬もちをゝ浮有虞
公善歌能令梁上塵起とゝを杜氏通典ゝ引ゝまもたゝよ

よゝぬゝゝい列ゝゝ秦青てふ人薛譚とゝふ人とわら
ふゝ時ふ梅節悲歌声振林木響遏行雲ゝとゝへ
を是をゝてをを
ふをゝうゝをゝをふをふをゝをゝをゝをゝをゝたちを
ゝの声清花ゝ
国人をゝへゝ
ふゝをゝをゝをゝをゝをゝをゝをゝをゝをゝ
をゝふゝをゝをゝふゝをゝをゝをゝ今ゝ平話ゝ児ゝゝ毋をゝを
ふをゝをゝをゝをゝをゝをゝをゝをゝ
世八日ゝゝをゝをゝをゝをゝをゝ出ゝをゝをゝをゝをゝをゝ

大湊同じく土佐の國なること

此オフハ舟ヲ風ニ追スルナルヘシ

さのゐなとまをやしはやるやをくちみちみる
をやのをいを要うくめしより御土佐なりとゝふ
うれおをれる十岑といふ人をのをつをとの
むをめはしふを生をてをくをりをるはへし
をけををををもををてきををふるをいをををををく
ろをくふ

九日たはしををとをとをををすしふををくく
ふををくをてい源氏のお酒をかくふををくをを給へ

ろをををををわをををよをくへふをををふををしをく

フリハヘハワサ〳〵程アルナモイハテエキクルコミニナリ

うう北をを白をををををくををへうをををてをををる

或説ニハ屠蘇白散乃事弘仁年中ヨハし史

ら る三ヶ日乃月数るの ゐをとをを延喜式ヨ委し

延喜典藥式ニ元日ノ御薬白散一剤度嶂散一剤屠蘇一剤十病万病
膏一剤ト見エタリコヽニハ文ノ調ニヨリテ屠蘇白散トノミ書出クルナリ委シ
キコトハ彼書ニ見ヘシ注ニ或説トハ二條開白殿ノ年中行事寄合ノ注アリ
延喜ノコロトハイサヽカ式ノタカヒルヤウナリ合考フヘシ

ををろをさ〳〵ゐをふを似をを

此年小晦日なるをを

元日ヤはおを〳〵ををををををり白散をゐふををの

よのすゑとてふるやうにとみうちさめをまねを風
みふきやまくさせくなよいきてみすまてなすをぬ
吹ナラサセテハ風ニフキ鳴サセテナルヘシ夜スカラノモノ、音ニキ、ナセシカ今朝見タレハナカリシナリ

いもゝ

今のあうちいもしとうを和名抄に蔵和名以毛加良一云

以毛え　芋茎とよるいもしとうも少ゆ

いもゝハ芋ゝなり芋茎ハ乾ゝうを今い常の菜類小豆もと元日の羹に作る事今古えわすれ仍ていもゝの汁ちすの物也

されとえのはゝきいもゝ汁ゝ免もはうをめもと

ひるうよれ仍ていもゝ武なすをよるうをいるとせ

あゝめもをうをめもるゝ

大人りふ
歯固ハ俗ニうをゝ歯を
をゝふをゝをひも漬ゝ号
たつれハあの味とうりふ
形ゝ功のゝゝ西すると
て歯とうをゝ
養生の術なり

歯固の事ハ類聚雑要ゝ曰正月三ヶ日用ゝ年始
始ゝれハ歯をかゝもゝをいふなり
かうやうはゝものもなれ固ゝなるゝもたゝ
歯たゝ汁西ゝちのゝうをふ人ゝ
あ西ゝしゝおもふやうゝ汁ゝんや
かうやうハかやゝ（カクサマトトカヤ詞ナリ）押鮎ハ江次光元日押
鮎一杯煮塩鮎一杯と有拾遺集物名のうゝ
たゝあ西ゝたゝたゝ
たゝ汁ゝるすれねすゝとうゝ口をふハ遊仙窟
ふはるとうをうを免をけあ西ゝふ

志利久米奈波
志利ハ後ナリ久米ハ限目
ナリ加伎ノ約伎ナルナ久
二通ハセ云垣根ハカキリ
ナルナ久米ハ約ミテ常ニ
云加茂ノ大人已ニ國ノ考
ニ委シクイヘリ利ナハ
省キテ久米トエナリ
免ハ物ワカチメニ云
詞ナリソモトハ神代
紀ニキカ雄神日神ノ
巖アヨリ引出シ奉リ
テヌイシ奉ラレト則御
後ニ引ワタシタルカギリ
目ノ縄ヘヨテシリクメ縄
トハイヘリシメハトエハソレ
ナホ畧キタル言ナリソレ
本ニテ物ヲ隔ルシルシト
セリサルヲ悉シク後世ニ
コトワリヲ作リテ云ハ
取ルニ足ルコトニナリ
ナベテカルこのニサマ〻成
説ヲマフケテ云ハ皆イニ
シヘナレラス者ノワザ也

さゝをたくふてかゝるかたち

押鮎ハ今ノ世鮎ノコヤ又別ニ制アルモノニモ有ヘシイツレニモ喰ツミ
カタキ物ユヘ人〻ノロツキサマ〻ムツカシクナルヲ見ルニモ其容ノアヤシケナ
ランヲ心ニカケ物ニハナスヘカルヲト用意ノホト面白ノ看クルモノヲ

ふかうやふのうらわとしやうるこへのかたちの
さゝ免かたち

こへのかたち小家の門かたち

一本九重ノ門トアリ此文ノ門カサリノサマ宮門ノ設ニアラシカシ仍
テ京中ノ小家ノサマヲ思ヒヤラルヽトナリ

續日本紀小左縄端出ル端出ル端出ル縄ル出ル和名
抄ニ端出之縄讀ヲ注連因ルふちとくめなわとは
かこうちあを張たる縄おく四ハ物忌する

大会鞆魚をふるまふと呼
ちと彫ル志ゐ伊張乃
ふるそいめくきりとも名
吉ハ字音ゴウ鞆しりしの
鞆をゝやゝおているはしと
ふいゝ見ひらきらとゝ
小家の門のはかをゝまう
事小行ルときらしきを
ゆ張ふいつゝ

ゝかくるかたち

ゝらるゝらるゝ鞆ハ以柄を用ふ且山
今ハ世のかたち〻なへる鞆乃以柄を用ふ且山
ふうくの者ハ拾ゝ
とりて山ハ入きいをこせをい山の神のめてゝるゝ鞆
いとれゝるゝわさゝひせぬなとゝ云ゝるをゝ
ゝ世名ゝゝゝ云ゝいゝ鞆魚の
事かたゝといゝとそ鞆ハ京ゝて彼ゝて
必ゝふ用ゐるゝかたち京ゝて彼ゝて

ゝ〻ラキトハ志利久米縄名ヲ之ノ頭ナト小家ノ門ノ常ニナカリシコノ
メツラシウ見エルナ拵ノ名ニカケテ劇シク云歌

二日ばかりたゝるとふこゝろもちをかうしてものさみけ
れとせうこと

おゝも馬のそをひるしまる海ぬへ　そ
海さゝ乃あ海ちゝへ

三日おれしゝこゝろちとしるのちねこゝ
とゝむこゝろやゆんこゝろとゝ

かゝゑむの日ゑちき八風波のなのちをきゝ
ゑやとゝちを

四日のせゝまいこゝいてゝたこゝつけれあゝ
いゝ〳〵をかゝゝるゑゝふちねゝ

もいゝ〳〵ゝ

よゝこゝのゝてきゝる人ゝれいたゝふをゝけゝこゝ
ゝこゝゝもゑ殺ゝのきゝれゝこゝなねいきゝと
ゝゝ同一點然ゝをきゝみゝをゝちねふゝゝ又
たゝ人ゝをゝちねゝ人ゝをゝいゝ学ゝをゝ云今ゝゝ
ゝ調ゝゝたゝゝ

ちゝゝ人ゝゝ必ゝゝもゝしゝもゝちゝと
ちゝゝ

いゝゝ書ゝゝゝわゝゝせゝたゝゝのゝゝゝちゝゝたゝゝ
とゝゝくゝゝこゝゝちゝす

今ゝゝゝゝいゝゝゝゝゝわゝゝせゝたゝゝゝいゝゝゝゝみゝと

[illegible]せ[illegible]年[illegible]アケるこちいお
もらひ[illegible]むくひせぬうれあ頁ほこちもすると
みはるかなるやまのいれあなし[illegible]ところよりふねとし
とたえにもむ[illegible]ひよ[illegible]
六日まみのこと[illegible]
七日ちとぬおな[illegible]るのふうと
大湊よ人[illegible]在くうめるこちあり
ひとあとをアたとなりといとうひ[illegible]
三代実録の元仁明天皇は美和元年冨ヨ豊楽
院てあとをるとえるもし同六年正月ふ紫宸殿

大人云春八東方を司りて
[illegible]色を司る事[illegible]
馬とえたるハすくいいるる所
[illegible]
者也乃白うとのはなとも
の語あるしいまと其いえれ
をもすたくふ色ふいも
[illegible]
[illegible]
白るの毛もしとの[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]て[illegible]ケ[illegible]ケ[illegible]四事八巫を東郊よりむ
[illegible]白馬七疋を用ふることいるもろたし乃事
実[illegible]
いと寛い白るを古言ふ白ることを青といる例貴雲之合
肩津神武紀といひ又音[illegible]といるも全白毛也又
聚集ふ形相の家水多社路の羽いろ[illegible]
[illegible]てあを馬もとるアきろよ馬をとふ
あをきとふ詞[illegible]
[illegible]
みあ[illegible]

いこうたる波のしろ貫ゆきうるおるとい[illegible]
[illegible]
のいきと名あるところ[illegible]
いきハ土佐の国の地名なるよしにて池ハ名の
しよ[illegible]る
[illegible]て[illegible]て水のもうみのもさい
ものとなるひつまみなしつきたるたもうり
わうりふをさ〳〵せるなり
白馬とうの七日のあるもいはゝ彼おうるも
のゝ若菜ゆりてうふをさ〳〵せるとゝ正月七日に

七種の若菜の上芹・薄・菜・
ごづら・佛の座・とゝ
七草とゝとゝへも作る

定まれる物なれども
枕冊子に七種のすを
いひて[illegible]れの年ゝ
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

ゝ七くさのわうれを作る事今は京ゝ絶て侍ら
[illegible]
あさちふゆのゝ[illegible]ゝ水もなき池ゝ[illegible]る
若菜なるなり
いさちふゆ芽生ふ[illegible]ゝ[illegible]の生る[illegible]を[illegible]神
代紀ゝ[illegible]粟田ゝ[illegible]を豆田と書神武紀
の[illegible]ゝ波[illegible]彼[illegible]
皆同一ふをうの[illegible]ハ音便ゝ
池の女[illegible]ゝ池ゝ[illegible]ぬ水もなきゝ[illegible]

大人云
水もなき池ゝ[illegible]
池の[illegible]

安達ヶ原ト云所ノ
女のあさまの名
調しきひくすあれ共
ちと用ゐてよき歌

水モナキ池ニ摘ソルトハ沙芽生ノ野ヘナル池ノアセテソコニテ摘ソルト云
カ即アサキ心ニ調ヒタル物ナレハワサトカマシクマ井ラスヘキ物ニモア
ラスト用意シタルウタナリ

いとをとうしかし

今ノ本ニハイトモカレコシトアリ一本ヲ採リシナリ

たのしきとつかちたいろの名かな

上ニモコトワラレテ池トハ処ノ名ナルヿ本ヨリ此詞ニテ明ラカナリ然ル
人ノ家ノ池ト名アル処ヨリト云詞ヲ味フニ処ノ名ナル池ヲ此女ノトリテ
テ付タル名ニモアルヘシサマテハ見ストモヨキ歌人猶思フテ因レ

よれ人のをとこをとこをきてをとこをとてそしらるなるの事

此女殺事をいつる

京ノ人ナルカラヨキ人ト云サルヨキ人ノ土左ノ国ノ人ニイサナハレトリテ住ルナ
リ賜レル物ヨリシテ奇モ心ツカヒシタルハマコトニヨキ人ノシワサナリ

たのなるひつのうのいろる人をよりはまそよられうをを
はあさちてふれふるはほつつをとちて
ほつつをとうちてなれはめるをアなり莊子
ヨ赫胥氏之時民含哺而熙鼓腹而遊といつを
うみをさへたとろして波をたてし
海をさへおとろしてふ文選海賦ヨ於是鼓怒
溢浪揭浮更相觸持飛沫起濤といつるを
ようてをるをるをつ
このあひをとをたはのアとりわアこ
和名抄ヨ擺子ハ今倍ロ云破子是也以飯送人也ヨ

もたせきたる人を名ばとうや今はしいてん

見ると又ふと人かり其人の名なりとうやいひしを

口すさびつるへ

今日ハ夏多カリトハ物イワウヘキ日ニカクテオワスルライトホシミテコヽ
カシコヨリ物餉リクルヽソレカ中ニハ池ノ女ノ用意スクレタルモアリ又
破子モタセテ来ル人ノコヽロオトリセラルヽモアリ物ヲクリキタル人ノ名
イカテ忘ルヘキソレヲ忘レクルヤウニ云ハ上手ノ業ナリ

ふのひとうとうとう

ヘシトハ嘲ニテ云ル詞ナランナルヘシト云
詞ニ心ヲツケテ見ルヘシ

をてくるものをいうこいてゆく

櫂子のさつしのうたたもとりとりの

さの孔とうをうれあるをうれも

いうこいあるをいてあるをもくたるもよるも

恋ふるもいうるをいるをもとふも長息

をあるとををたうくるをとふるいをの

ををとひをるをよいををわるをいをををを同

しをく

恋をもかをしををををををををををを

をのをいをををを

ををををのをををををををををををを

てををしををををををををををををを

ををををををををををををををををを

ををををををををををををををををを

をををを

かるくこもれいせ泊
ロまあとえのかたり浪
もてこそ浪のゆ拾
ゆもえて

しせたるものをくひくわれいはるる成
ているくくんとらを泊そ立ぬるくれ奇
の泊の切りるふ似もやうてよるまつねるれ
いるれ人のよわわはるるひるのふりふまろはあけか
一せんとふたるあていたらしさこそれよみ
てんやいるつくいるやいくらしとる
よみてんやいえるむゃくをしまれんるいるや
いつるく
まるれてそもぬる人をもちてるんてもと
めるれをふるぬるるや

或本に歌ふるぬるるやけりんあり
やているるる
いるるるるやうてるくぬるる
るるく
るれとはをたす泊をうるているるといふ助辞
やりをるくる云事古云多
るるるかるかるてるる
いるうくいるせくるるとはるてんりるるに
るの泊りるるるふ集るくるくるる鬱帽乃字を
るる泊乃るるい烟のいひくるるも あのわるぬ

大人云抑の字をあるる
事抑ることるの義也
るるめてえをおこれ逆
論語に夫子至於是邦
也必聞其政求之歟と
ふ泊るるくなんていうるるる
ふ泊るるくなんていうるるる
をもてるるくるる
るるるる

ことうり生ることもや今は平家の嫡のわかゝ君の
ひいつるとゝいふもちらさじ泡と
このゝゝいさゝかうるゝちていとんひゝゝこゝいつゝ
うゝ
ゆくへもとゝまるゝ袖のなかゝゝ小ゝゝのゝこゝろぬ
きゝさゝとゝゝ色とかんゝとかゝゝふゝの
童ゝゝてかくもゝゝむゝものゝゝと弱ゝゝはゝうゝかい
るの略なる
うつくゝゝゝ

ておうきぬ絵とも

おうきぬ絵とい様もそへ

女てもこしテ書タレハ父ナル人ノ便アラシトテオカレヌメリトハ云

八日さゝるの事いとてはかゝるまゝにいとゝ月
ハ海のうへ入るいとをそなたをひたすらの山のそふ
きていまをすもいろ月とうたんとなんれわも
古今集ゝ惟喬のみこの御しるるふさうの
てやとをふかくをてあひとよ酒とのゝあるう
をしるるゝ八日もかくもんとしをを
ゝるゝ入なんとしれいとをうる

やり平の胡トあのれくゝまこれも月のかくるゝ
山のそふ〳〵へをもかけなん
もしうゝをてゝ月しうふ波をちをくゝ入をも
あるんとをとうをてゝ
をくていさをくゝをうてゝ

同ニ八日ノ夜ナルカウ此奥ヲ催セルナリ

いアハのうををれ月ひくゝあるゝ人のゝ絵をとる
て涼月ゝのうををれいけ月いつるををい海
ゝさををるをも

京と海とをしりゝまれい天乃川のいつる水つい

海ふうと云ふう物多は撰集羈旅の部より要之
とて入ること
九日つくづくて
はるばるてのはふねの上をそこふきめい舟目
あめかしのめふ風しきへあのゆるほく
大うれとうをなはのうちをなんとさいそをあり
和名抄土佐国安芸郡奈半郷あるとよれく
此追ントテモ風ニ追ナントテノ意ヘ慕ニハアラシサテ八日ヨリ天気ハヨカリシテサハルヿノ有テ出風ニテ舟出スルナリコノ世此ノ物忌ナト云日ナルヘシ
されるもたうひよ国のさうひのうちよそふくつもり
くるくるあきくの中みちはくのれさるなちそふ
のそへくるくせへのまよさくくちうとそなう
ひしく日のそ
紀氏の注釈ようひしく日のそとりふ
公の釈ようれそること
此ヨリトハ女ニカハリテ書ルナレハ紀氏ノ御舘ヨリ出タマヒシヨリト云ナセルナリ
さくかしくるれひろる故オヒクルハ慕ヒクルナリこの人くのふるまろ
さしい世あるもたくさるへしこれそ今はいれそる
れくるくいれそふくんとてうこれ人ともおひ
さいふかくていれまくまふく漕テ行ニ隨ヒテノ義ナリ隨ノ字マニくトヨム海
のかくるこまれる人もうねくなるぬ舟の人もうん

[illegible]

今みやまのもみぢのもとにて[illegible]の河[illegible]

きしもいりあひのもとにて舟をもとめしとき[illegible]

[illegible]

大和ゐ[illegible]の車ハ舟のゆくをみてえいたる舟のなかに

[illegible]人ハ車をとるとそれをみてをそれ[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

カシレト、ハ舟ニモ思フフアレトカヒナシレトハイヘト、云コナリト或人云クサル心ナルヘシスカシレハノ誤ナリトシレハイトヤスシ

[illegible]

ワクレモトヲヨリフミシナケレハト云ハ文ニ踏ツカケタルモノ歟

[illegible]

[illegible]

この杉のうゑいくそはしいくちとせ[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]歌

もとことよい木こととのこ本とふを本といふる
古語よ多しおもふ集よ梓(ヒコ)杉らもとよ蔭もすよ
てみと云も梓杉ら本よるとと杉あと
見わるせい杉のうまことよすむつるいちのとちと
うなるふつるちるふとや
うきい上くとちい共こ

ウレハ未ナリト云フ古言ヲ學フ人い僉意得タルヤコヽニ上トアルイフカレコヽ傳寫ノ誤ナルヘシ爲ノウ誤ノ事ハ爲ノ字ヤウナルヽ木カクレニトハ木ノ木カクレニテ即木末ト云ニ同シ

杉も露も共ふるの代ふてふとて友ちと
いりへとへくいへきのまを墨きてらの云とう

へけきいへきとふうのうまうかくこよらの云
をうへていつとをふのうまをうるのうへい
いと古くゆえれ又坂のおるもまきまうて坂坂
坂のうるうるまうるとと云
いの弧を赤をふるのえアさふ
或人云絶景弧ハ形容シカタキナルヘシト
かくひうをふつとふれのくまふく山ふうともふれ
くを歌ふけくまうひんうもえれてけの
ことと
てきい天氣へ

大ふきとふを言ふ
ゆいうとへとのを
ひさてらいをくやの豆
くぬふらうれのをうて云
なきれ伊ちくにるを海の
人はまつとゆおうへ
そよすするとぬ文紙
世をのうにるをふかる
よのふなるもてけく
ふきをはのうて
冥思ともへ本
世も出くへ阿ふきが
ひて須ふうしも
ふたきとのをうはて
ふもうふうしも定
めん人ひしきふ
あるうれをすまに
さんのをみは屋へ

をめ〜こと多くいふなり

かちとをもこころのよう世のものこゝろなるこゝろぬをいと
もこころのほうし
かるゐあ海の藻のれん
まして女をふれうこふかゝらをつきひて〜ねをは
こうなるかゝるおもつをこと
かくたすふみとつきばなさてををこゝ
はかゝ思へふとふさ俗ゐ葉ゐ多し

此河ノカヒノコヨク〜勘フルニ思フニト云テ古クハ思ハトヽ云ヒニアラス世コト事ナカケレハ今云ハスコヒモカクオモハトハ毋ノ人〜カク思ハ毋子械取ハ何ニ思ヘウスト云ニテ明ラカナリ往引カヘテナト云詞ヲ入テ見ハ能耳ユ

ふれ子かちとをいふみうこうとひくなふもたもく

大人ふたなかうそ今とをとわをのたふ物しひさの河ひとつもて云しふもあ物ハ是いかくらきうに思いたきもて
あををいかもおもそぬはりふそてちふ四たをハをへて答約ものこる
俗あをこあ云ちれをあに思しめ

大人云うみねいふつ落を價ものこすもをもんて在こ
世業はしハ男しくる女のたとなへこれと
ものいをこ紀やぬのうしうをさをるひ
ぞなくいふをさそ
あをとしひて代
つふかひるをわを
ををとつをこ云ふ
なくとんにしへほハ
欲のをあをものそまへ
多く言ふかり

つらんそのうふうふい
春み野のてうねをいをくつうすれのそもふ
くはんうるをを
春ぬ世をそ落をそくをと勿、ねを泣くをを指
る業へ
おやゝをほうゝんをうをやくふん イもうるををそ
うをねの紀をよぬをを人ハをうほへ会ふるを
もをほうるく マウホルトハ欲見ノ義ニテマウハマリナリマシトハ魅ノ言古也
をうをやいうをねう男姑たをを
ゝゝや

かゝんやなんと　帰ラシニアラス是ハ舟埠ノ音ノハヤシ調ト見ユ下ノ舟哥ニモ入アリ

よゝうゐゐもうれ

うゐゐい万葉ようなねえるともうゐゐ

よみを女ゝいれハツをより十三四ゝそのほ

とかしらの髪を後へうれて項のかとをそるち

きるとてれゝひひとをうより女童乃ゝふい

つとうんへゝ此東へうれい新辞へ

モカナモカモハカクアリタキトサハナルマシキコヲシカアレカナト願フニテイヒリテコヽコフカキコトハナリ

せふゝうん

赤持る菜をゝていう此菜のお女ゝ赤れ

かゝ赤れい紙をんとゝ

ゝふとをゝて

いつゝうなゝと

たゝよゝわとをゝて

あを買て代をゝてれゝを云玉箒ハ黄侍夜反

餘也貸也と云を是ハ高きう

せふゝもゝてゝすおのをゝる赤す

ゝをゝたゝゝれ

一本ゝをゝれれふうをゝとゝ紅をいつれをそ赤

ゝをゝを人のわふゝをゝて笑フハ面ハニテアカニキナリうをそあふ

賜ハ懸買ハ賃値ト云義字ヲ見ハ少面也ト

大人ゝ函なのをゝとゝとをゝふゝあふゝれてゝ赤ぬゝをゝ也乃わゝてゝをゝとゝゝわらぬゝと紙をゝゝめまゝをゝ人ゝすゝれしをゝ赤ゝをゝれゝふゝをゝゝゝ

色とこそそこしたきぬ

波のしつくをたくさへんのしつまるにろ

つくいふつよるを モトヨリ ワスコレナリ サミスノコロニテ

かくまゝくしてそをよいるをて

九日はとまりてをの泊のうたるはまをを出船

よろをとうをいかくうをといふるをあをうけうるを

を中をつをれるをく

おをれとををとを

翁人をて多之ををつうををそいつを

ををうめひをを

大人いをくをれるをを

ちををうををひををひをを

又云風波の和をふを

心の和をむをふをひを

川をををの

つゝニタウイトゝモ波路ノタウ女ノコトニヤ

又貫之ノメヲ云カ

源氏物語ニ伊賀乃たうめをとを

和名抄云日本紀曰当領二字讀 太宇女 手伎女 今按專訓

毛波良 專一之義也又云太宇女者毛波良之古語也今

呼老女為太宇女とり[illegible]る波良乃たうめをを

[illegible]ら中をこをちあ[illegible]ぼ[illegible]をを[illegible]

ををををををぬ

をををををを

土佐の安藝郡なる　アカツキハ　明時也

人ゝなどきいふのひとゝなりぬ

いとゝ孫ゝ　ゐるほどなきいのえん　コヽハ独リミ起テツラヽナルサマナリ

ゝ月を見てゝ　ひんゝ　いまゝるふうぶち

ひるゝられ東ぬて　ほのひきいのるもして

髮あるを　食ゝ　ひるまてなる

ひるふなるを思　午時ニハアラス日高クサシ昇リタルヲ云ヘリ

いまゝゝねとゝふとゝゝゝゝゝ　今シノシハ　勅語ナリ

をさなれわゝいふのほのゝをとゝてゝるとゝふと

ゝゝゝるのやうゝやひるとゝふをを

さなよわゝハのゝふとゝるれを

童の河なれいへ

人ゝわゝふ河ふひるを乃る女わゝいるん

ずれゝゝゝをゝをゝゝゝ

ゝのゝをゝめる

アゝゝゝて名ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

人あれい世をすてゝ行方をたづねしに
人々つれすさめてとゝろふわすれはの
はいてゝとゝまるもしらぬ人なりしいつれのほど
のわすれなし

土佐なる人まのあたりをさめ死をいふ

鳥ノ羽根ト云ヨリ飛カ如クニナト云ヨリ北ヘ行雁ノ古哥ヲ思ヒ出テ又幼キ人ノフヨモ此子ノ哥ヨムニツケテ思ヒアハスナルヘシ

ふるさとのいとなつかしきものゝうれしかりしことをくるしはの
人のおもひぬいこるをうすをたゝてうこゝ
ふるゝをとりふことをわりして
古今集よみ人しらすしらすしらす

ふるさとのうすをたゝてそかつるゝ
人のなる

古今集の光行屬光なるなるなるな

用う為業集そのうの古きうたさもちるゝ
なゝされとけ弘きうたはの浪のまに用ゐを
れいうれうまるてうゝ（〜なん）妙寿本うたも
ひひきもとひも

世の中のなゝひよとのうたうとされ所ハ世ありひヤレトもい古言の変ニテ
ヨクカナヒスヘシ上ニアリシ思ヒヤル心ハ海ヤワタレトモト云ハ思ヒハカルト見ルヘシ
又一本ノ思ヒハアレトニテハ世ノ中ニノ二ハ者ノ二ト見ルヘカラス

るをとうるるなりひは塩ゝ思ひなるるとらひつ
なん
とひひゝ塩ひなるを　或説ニハとらひてなんとい思思こメ
心ヲ含メタルナリトイヘり
十二日雨ふるん

塩つよ京はゝ〜きるて、ゝさを〜有るかゝ
ハ神つらん
又時待義う毎乃たくきをゝ
うを新の人ゝ面へ〜されるうきをゝし
なゝしはるをもうはるつをぬ

或説ニ此歌を世のあは時又と千様面丸人の中の人ゝうこれ文字ハ欲得せしうゝ者とうつり

土佐ゝ国安藝郡太ゝ良志田郡宮ゝ
十三日のあうつきをいゝうゝ雨ふるきゝ〜ひをてや
らぬ
きれふ塩へくるふ〜うゝふうきゝ〜
ををるるなり

大人ゝ
以ハ陽ヨリ出ル
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

うるこゝすなはちとゝゑゆゑにこゝとつぎいうこと
はなはてとゝゑゆゑの事なり
ほやのはゝのいもし

或曰尤海鼠和名抄ニ保夜トアリ一名海男子ヲ又ハ海事ヲウ貽貝和名抄ニ伊加比トアリ一名東海夫人女陰ニ似ルヲ貝ニシテほやの妻ヲ貽トイフヨリ出テひしゝゝるゝとゝく

尤海鼠の端乃俊鮨也延喜式ニ若狭の国より調貢ス保夜交鮨トアリ（ホヤノツマスシ）

すしあるしとう

鮨鰒なりの法人きたきめせとも

ゝるゝもひゝぬゝるゝあるゝて人せるゝ

ゝるゝもあゝぬゝるゝるゝひゝるゝ女ゝも胫

ゝてゝゝ者ひゝけゝゝゝわゝとゝゝるゝひゝるゝと波

ゝゝ人ゝ胫ゝゝゝ

[illegible]

とあるを精進の事なり仏出る十四日斎日に
さるを正月より九月に至るまで持戒精進
して一切の衆を清浄ならしめ二月八日まで
みなもと次第つもり
さるこのなをれいうあり時のちよかちとも
きふはるとりしたひよせたるれいなをとを
うるてあちらをぬ
茶とうう〳〵罪人終十七日例の劇言より　永中精進
あるをれい弱をかふて落らをぬとうを
うるる行あるぬ　或なたりあるかちとをまた

ひもてきるをうるかちとをを
よあるうるを
くるるい茶酒るれるるかを
十ありるふあつきうるる寺
扨芥拭云世風記云正月十五日亥ノ時煮小豆粥為
天狗ノ祭庭中業上則京粥凝時向東方再拜良
跪服之終年無疫気云事根源云寛平のけり
年あるをとをるるる
ちちをくれりあしをるをるるるるる
ちちるをるをるるる

源氏物語のいさらを出たまふとあるふね

猶日和ノアシケレハ磯ツタヒシテ行ヲ宴ニ廿サリアルクホトニ
ト云シ杉ラシリハ天気ノアシキカコトロニマカセスナリ国府ヲ立シヨ
リハヤク廿日余ヲ歴スルカ猶土佐ノ国ヲハナレヌカ杉ヲシクロヒテキトリ

さはらぬ日をふれハ人ゝはあをなつかしう思ふ

一本日をおくれハ

めをわらハのいつふ

まそいらをみをいはまをあるふくかと波をいおりふ

とをうやあるをんいふひをさをのいつふをも

いとをつうをを

十六日風なをやまの杉なをれ思ひたる

うをを波なをしていつしをををををををわををん

をををををふ

安芸郡室津の内海へ

風波ををやもしをををを

をを家をををををををををををををををを

通ひをををを速へ

フトモをををををををををををををを

書ふみとゝのゝ

白氏文集云誰か南國を霜雪あゝ在て無人蘇秦

問ふ〻此詩小國〻波を書るゝ人なゝてよめるゝ

さて舟のゝ〻日うゝとゝふまてよゝうゝ所ゝを

ゝゝのゝとゝみゝ

十七日晴る雲なくあるてあらはよほくゝいも

れもしゝろゝいふゝを出ゝゝゝ所ゝ

アカツキ月夜明時月夜ニテ已ニ明チカキ夜ノ月影ナリ

さのわゝとゝ海ゝうゝ海のゝこもおゝゝこゝゝる

ゝゝあゝとゝゝうゝもゝゝのゝこいゝをいゝかゝ

波の上の月を舟いゝゝゝ海のうちゝゝゝゝとゝし

ゝゝ

むゝゝをゝこい唐土賈島とゝ人をゝ詩人を

屑ゝゝゝる蘇使ゝ海有詩云水鳥浮ゝ没ス

山雲欹連賈島詩爲捎人藤下句云掉穿ッ

波庭月船厨水中天麗使喜歎久之自此涙不

言詩とゝゝゝ

きゝゝゝゝゝゝ

ゝゝゝゝ流ゝゝゝてゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

通ハせるを カリテ聞キレニケルノ義ナレ（ヘ）ド暗ニ八月ホトスマテニハ及フマシサトナト通ス

まことにかの人のよめる

これうこの月おうへうをさくふのうをとをとと

あるちうはしなるしらきをきてある人をこと

よめる

うきをうれは波のうこをるひをとをとふれわと

ふ我うをひしきかくふあひをるあやうや

くあをもしにうちをふとうをうをえうをいて

きぬぬふをぬしを舟をへをんとをとふのうをふ

世あひをこをふををうをとをひし

又宮はへ舟をへせしをを

十八日なりはなのしはををあをふをあををを

世ををりをくをれをををををおもしろし

うをををををふをふ何ををおもわをををを

をいををやををやあをんかふ孔ををいをし

ふのをををををををいあをふ人のよ

ををふ

ふやををいをりひやをふををを胸をををふ

思ひををやをををしをふをふををいをふをめし大

和和泉の庁出みわ〳〵火もえぬいををつをやを

[illegible]

相模国風土記鎌倉郡見越崎毎有速浪崩石海人鞆伊豆不利[illegible]高来集十四鍾愛の足ら[illegible]の岩くえた君かくやへさいとる一回二十大君ゆ[illegible]ことかしこみ波原ふる海原ふる又如をなきて絶ハ波の破よふるとやうと破ふるとと[illegible]波のこと[illegible]

[illegible]つまをいつとわうぬ事をおうふるふの孔[illegible]ハつるをぬ人乃[illegible]

[illegible]人のゆく　ホカニカ即ホムルナルベシ

[illegible]人のゆる

風ふる浪のいろうちひちも春もえ一らぬも[illegible]

[illegible]のをさ一ゆるおよ月ふるよんやうみ

[illegible]

舟ゆ長く新中の事つきる人なう男ぬし

を立へ一月ふる苦一ゆふ海の中ふら

ひ一ふ一ふ一ふるそ尾をつう

[illegible]波を言う花う[illegible]人をふる

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

二十日さうけふのやうにいふてたる旅人にうを
[illegible]
[illegible]
[illegible]

このさ[illegible]とつ
[illegible]宿とを
[illegible]宿とあい
[illegible]
[illegible]宿[illegible]

をとてう仲[illegible]ぬ[illegible]
神代[illegible]
[illegible]
[illegible]

をもろこしにて象骨の笏をといひ侍りつる

其業あるを

ひさかたのくもゐにかをるやまとなでしこ

のはのふるまいにめでてよめるもろこしとこの国とをへだてたる人

をもかたらひやすくひろふ人のなさけ

うやこうして山のそばたつ月をやすらをいて

波をこそいまし

或注云此歌仲丸ノ意ヲウケテ仏ヨメル也トモ

その時は当時当今

ひろふ者時往来

しるしのそのけとも

ひろいあつめて

安倍仲麻呂ノ事父祖不詳元正天皇霊亀二年

八月ニ命アリテ遣唐使多治比縣守大使阿倍安

麻呂副使藤原馬養大判官一人少判官二人録事

二人少録事二人ヲ遣ハサル、ナリ仲丸ノ名見エ子

共此度留学生ナトニテ相従ハシムルナラント加茂翁

ノ云レタリ若ハ大使ノ安丸ノ親属ナトニテ弱冠ノ

時ニヤ渡テ渡ラレケン旧唐書東夷傳ニ云開元ノ初

又遣使来朝因請儒生授経ヲ云就鴻臚寺ニ教之

乃遣玄默濶幅布為束脩之礼ト題云白亀元年調布

云ヽ其偏使朝臣仲満慕中國之風因留リテ不去云ヽ

偏使ト見ユレ氏留孝生ナルヘシ使ト云ホトノ人私ニ
留マル事アタハス云留京師五十年ニシテ又云上元中
擢テ衡ヲ為充散騎常侍鎮南都護トシテ是仲滿ハ仲
丸ナリ後ニ朝衡ト改名セシナルヘシ但朝ヲ以テ氏トス
ルカ安倍氏ノ姓ハ朝臣ナレハナリサテ白亀霊亀ノ訛
ニテソアラメ二年ノ使ナレハ元年ノ調布ヲ以テ東
脩トスヘキ支ナリ此二年ヨリ上元ノ始マテ凡四十余
年カホトナリ因テ五十年ト昏ルモ合ヘリ然日本ノ
皈ラントテ明州ノ津ニ出テ舟ニ乗レル時王維色結
改正本ニテシ
ナト云文人等ノ送別ヲ寄シモ見エタリ王維積

水不可極安知滄海東九州何處遠萬里若レ
乗空向國惟看日帰帆但信風驚身映天異
魚眼射波紅鄉國扶桑外主人孤島中別離
方異域音信若為通コレハ王維カ詩ニテ送秘書
晁監帰日本ト詞ニ見エタリ又包結カ贈レル詩上才
生ニ下國東海是西隣九譯蕃君使千年聖主
臣野情偏得礼木姓本合真錦帆乗風轉金装
契地新孤城開屠閣曉日上ニ車輪早家来朝歳
金山玉帛均カクテ舟出セシカト同没アシキニ遇
テ又彼土ヘ吹カヘサレ其後安祿山ノ乱ニ遇ヒ年

ヲワタリテ後又仕ヘテ官位昇進シ終ニ彼土ニテ
身マカラレシナリ一度帰朝ナセントセシハ天平勝
寶四年ノ遣唐使ノ敏ルニ従ヒテノフト思ユ此度ノ
大使藤原清河卿モ共ニ吹返サレテ終ニ彼土ニ終
ラレシナリ又此明列送別ノ時仲丸ノ詩衛命将
辞國非才忝侍臣平生一寶劍留贈結交人
ト云モ或書ニ見エタリサテ風波ニ遇テ溺死セラ
レシ由彼土ニハ聞エシヤ李白カ哭晁臣卿衡ト云
詩アリ日本晁卿辞帝都征帆一片繞蓬壺明月
不帰沉碧海白雲秋色満蒼梧又續日本紀

寶龜十年五月前學生阿倍朝臣仲麻呂有唐
而已家口孀乏葬礼自闕勅賜東絶一百疋白綿
三百屯其後續日本後紀云兼和三年五月便附
唐使贈遣往菜衛本朝命入唐使舟留孝等在
彼身没者八人位記以慰幽魂其詔曰ちゝ故留
孝問贈従二位安朝臣仲滿大唐光録大夫
左散騎常侍兼御史中丞北海郡國開國公潞
州大都督朝衡可贈正二品身涉鯨波業成麟
角詞峯聳峻學海揚漪顕位斯昇英声已播
如何不慈莫遂言帰唯於天之章長傳擲地之

鄉音ニ〻仲丸ノ事ハ此紀ノ注ノ用ナケレハ師ハ除カ
レシヲ今又コヽニ書アラハセルハ事ノ次序ニテノミ

温古